

平成 28 年 3 月以降大学・専門学校等卒業され奨学金を返済されている方へ

『出雲崎町奨学金返還支援事業助成金制度』（新規）について（お知らせ）

出雲崎町では、平成 29 年 4 月より若者の定住促進を図るため、奨学金の貸与を受け大学・専門学校等に就学した学生が卒業後に当町に定住して就職された場合に返還する奨学金の一部を助成します。

★助成内容

最大 100 万(20 万円×5 年間)

★助成金額 申請年度に返還した利息を含む奨学金の額、上限20万円

※申請年度において町内居住期間や勤労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた助成となります。

★助成期間 最長 5 年間

★対象者 次の要件をすべて満たす方

- ① 出雲崎町に住所を有する方（支援期間中に転入し、就職された方も対象となります。）
 - ② 奨学金の貸与を受けて大学、大学院・短期大学、専修学校専門課程を卒業した方
 - ③ 平成 28 年 4 月 1 日以降、地元に就職された方※1で、申請年度の末日まで継続して勤務する方（国及び地方公共団体の正規職員は除く）
 - ④ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、又は交付申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
 - ⑤ 奨学金の返還に滞納がない方
 - ⑥ 町に納めるべき、町税・分担金・使用料に滞納がない方
- ※1 地元に就職された方とは、町内企業・自営及び通勤可能な町外企業に勤務されている方
※平成 29 年 3 月に卒業し就職された方は平成 30 年 4 月の申請となります。

★対象となる奨学金 （※返済期間が 10 年以上ある奨学金が対象です。）

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第 1 種奨学金・第 2 種奨学金）
- ② 出雲崎町奨学金
- ③ その他町長が認める奨学金

※繰上げ償還した奨学金分は助成対象となりません。

★対象となるケース（参考例）

パターン①											
・平成28年3月に卒業し、4月から町に居住し、就職された方（新規学卒者） ○平成29年4月に申請して下さい。（第1回受付以降転入や就職された方は10月に申請してください。）											
平成28年度				平成29年度				平成30年度			
★住民登録（H28.4）											
★就職（H28.4）											
★奨学金返還開始（H28.10.から）											
★助成対象（H29.4から5年間.）											
★交付申請（H29.4.）						★交付申請（H30.4.）					
実績報告（H30.3.）★						実績報告（H31.3.）★					

★助成金の申請から交付までの流れ



★申請受付時期

第1回：平成29年 4月3日（月）～平成29年 4月28日（金）

第2回：平成29年 10月2日（月）～平成29年 10月31日（火）

※第1回で交付決定を受けた方は、第2回で申請する必要はありません。

※第2回は年度途中で助成対象となった方を対象としております。

★申請書類

- 1) 奨学金返還支援助成金交付（再交付）申請書（様式第1号）
- 1) 運転免許証等本人確認書類の写し
- 2) 卒業したことが確認できる書類の写し
- 3) 奨学金の貸与機関が発行する貸与が確認できるもの（初回申請時に限る）
- 4) 申請年度に返還すべき奨学金の返還金額が確認できるもの
- 5) 奨学金の借入残額が確認できるもの
- 6) 勤務先が確認できる健康保険被保険者証又はこれに類する書類の写し（自営又は家業に就労している場合は法人の登記簿、定款又はこれに類する書類の写し）

★申請方法

申請書類を持参又は郵送により、下記申請先に提出して下さい。

※交付申請書は、平成29年3月より出雲崎町ホームページからもダウンロードできます。

★申請先・お問い合わせ先

出雲崎町教育委員会 教育課 庶務学校教育係

〒949-4342 新潟県三島郡出雲崎町米田281番地1

電話：0258-78-2250 fax 0258-78-4559

パターン②

・平成29年3月に卒業し、4月から町に居住し、就職された方（新規学卒者）

○平成30年4月に申請して下さい。

平成28年度				平成29年度				平成30年度			
				★住民登録（H29.4）							
				★就職（H29.4）							
						★奨学金返還開始（H29.10.から）					
								★助成対象（H30.4から5年間）			
								★交付申請（H30.4.）			
								実績報告（H31.3.）★			